

国立大学法人富山大学外部資金獲得手当支給細則

令和2年1月14日制定

令和3年4月20日改正

令和4年3月22日改正

令和4年11月22日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第30条の5に規定する外部資金獲得手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則において、「外部資金」とは、次の各号に掲げるものをいう。ただし、学系又は部局の長が職責として研究代表者等となり獲得した補助金等及び機関として獲得したものであると学長が認めたものは除く。

(1) 競争的資金 科学研究費補助金，学術研究助成基金助成金，産学官連携イノベーション創出事業費補助金，産業技術研究助成事業助成金その他広く研究開発課題を募り，科学的及び技術的な観点を中心とした評価に基づき採択された課題を実施するために配分された研究開発資金

(2) 受託研究費 国立大学法人富山大学受託研究取扱規則に定める受託研究において，委託者が負担する経費（前号に該当するものを除く。）

(3) 受託事業費 外部からの委託を受けて行う諸活動のうち，これに要する委託者が負担する経費（第1号及び前号に該当するものを除く。）

(4) 共同研究費 国立大学法人富山大学共同研究取扱規則に定める共同研究において，民間機関等から受け入れる研究経費（第1号に該当するものを除く。）

2 この細則において「間接経費等（一般管理費等の名称で配分される経費を含む。）」とは，直接経費（外部資金により行われる研究又は諸活動（以下「研究等」という。）を実施するために，研究等に直接的に必要なものに対し，外部資金を獲得した研究者等が使用する経費をいう。）に対して，外部資金による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として本学に措置される経費をいう。

3 この細則において「研究代表者」とは，外部資金の交付の対象となる研究等において，当該研究等を統括し，その遂行に責任を持つ者をいう。ただし，外部資金交付の対象となる研究等のうち，2人以上の者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて，研究代表者と共同して当該研究を行う者については，当該研究代表者が他機関に所属する者である等，外部資金獲得手当の支給において研究代表者と同等に取り扱うことが相当であると学長が認める場合にあっては，研究代表者とみなす。

4 この細則において「研究分担者」とは，外部資金の交付の対象となる研究等を研究代表者と分担して担当する者をいう。

5 この細則において「部局」とは，学部，教養教育院，研究科，教育部，学環，附置研究所，附属病院，附属図書館，機構，学内共同教育研究施設，学外との連携による教育研究施設，保健管理センター，附属学校及び事務局をいう。

(外部資金獲得手当支給候補者等)

第3条 外部資金獲得手当の支給対象となる候補者（以下「外部資金獲得手当支給候補者」という。）は、当該手当を支給する年度の1月1日において、国立大学法人富山大学職員就業規則、国立大学法人富山大学契約職員就業規則、国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則、国立大学法人富山大学特任再雇用職員就業規則、国立大学法人富山大学フルタイム再雇用職員就業規則、国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則、国立大学法人富山大学外国人研究員就業規則、国立大学法人富山大学診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医就業規則の適用を受ける者のうち、当該手当支給日が属する年度の前年度の1月1日から当該手当支給日が属する年度の12月末日までの期間（以下「対象期間」という。）において、研究代表者として配分された間接経費等（ただし、学内及び学外の研究分担者へ配分した額を除く。）及び研究分担者として配分された間接経費等の総額（以下「配分総額」という。）が300万円以上の者とする。

2 前項に規定する間接経費等の額は、交付決定額又は契約額とする。ただし、複数年度分について一括して間接経費等の交付決定を受けた場合又は契約を締結した場合は、そのうち、対象期間に受け入れた額とし、交付決定額又は契約額に変更があった場合は、変更後の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する間接経費等の額は、研究代表者又は研究分担者が外部資金の交付決定後に本学に所属することとなり、配分された間接経費等の全部又は一部を返還した場合にあっては、本学に譲渡された間接経費等の額とする。

4 第1項の規定にかかわらず、外部資金獲得手当支給日が属する年度に懲戒処分を受けた者については、外部資金獲得手当支給候補者とししない。

5 国立大学法人富山大学における競争的研究費等の直接経費から研究代表者（PI）等の人件費支出制度に関する取扱要項（以下「PI制度」という。）第7条第1項第1号に定める経費の配分を受ける者については、当該PI制度で対象となる研究課題で配分される間接経費を第1項に規定する配分総額に含めないものとする。

(外部資金獲得手当支給対象者の決定)

第4条 外部資金獲得手当の支給対象となる者は、役員会の議を経て、学長が決定する。

(支給額)

第5条 外部資金獲得手当の支給額は、次に掲げるとおりとする。

配分総額	外部資金獲得手当の支給額
300万円以上	配分総額の10%相当額

(端数計算)

第6条 この細則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第7条 この細則によりがたい場合又はこの細則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

(外部資金獲得手当支給候補者等)

2 前条の規定にかかわらず、令和2年度に支給する外部資金獲得手当の支給対象となる候補者は、令和2年1月1日から令和2年12月末日までの期間において、配分総額が300万円以上の者とする。

附 則

この細則は、令和3年4月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年11月22日から施行する。